

栃木県地震減災行動計画

概要版

県民一丸となって、地震に強いとちぎづくりを！

～自助、互助・共助、公助～

令和5(2023)年4月

栃 木 県

目 次

1. 計画策定の背景及び方針	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画策定の策定方針	1
2. 地震減災行動計画基本事項	2
2.1 地震減災行動計画の概要	2
2.2 地震減災行動計画の対象期間	2
2.3 推進体制と進捗管理	2
2.4 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」との関係	3
3. 地震減災行動計画の構成	4
3.1 減災目標	4
3.2 地震被害を軽減させるための取り組むべき減災対策（施策・事業）	6

1. 計画策定の背景及び方針

1.1 計画策定の背景

東日本大震災を教訓とし、栃木県においても大規模地震の発生に備え、地震による被害を可能な限り減少させるため、地震減災対策を積極的に推進する必要がある。

中央防災会議では、大規模地震の発生に備えた対策を効果的に進めるため、「東海地震」（平成17年3月）と「東南海・南海地震」（平成18年4月）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」（平成20年12月）を対象として『減災目標』を定めた地震防災戦略を策定した。

また、内閣府及び総務省消防庁は、防災基本計画において、地震は全国どこでも起こる可能性があることから、地方公共団体は、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的な地震対策を推進する必要があるとした。

さらに、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行（平成18年4月）に伴い、都道府県において、想定される地震災害を明らかにしたうえで、地震災害の軽減を図るための実施に関する目標を設定することとされた。

このため、本県においても、東日本大震災の教訓を活かすとともに、総合的な地震防災体制の整備を図るため、栃木県の地域特性を考慮しつつ、地震被害予測に関する最新の知見に基づき、平成25年度に「栃木県地震被害想定調査」を実施した。

この調査の結果を受けて、今後、本県において大規模地震が発生した場合、被害を可能な限り抑止・減少させるための、「減災目標」の設定と各種の地震対策で構成する『栃木県地震減災行動計画』を策定する。

1.2 計画策定の策定方針

- 「災害に強いとちぎづくり条例」に基づく「基本理念」のもと、地震減災行動計画をより効果的に推進するために、「減災目標」を設定
- 減災目標については、地震被害想定結果を基に、建物被害及び人的被害、経済被害等を軽減することとし、達成時期及び減災効果を明確化
- 計画策定にあたっては、「基本目標」、「施策の柱」、「取り組むべき減災対策（施策・事業）」を設定し、体系的に整理
- 個々の取り組むべき減災対策（施策・事業）については、取り組み内容、達成時期、達成すべき数値目標等を明記
- 減災目標達成のためには、市町、県民、関係機関、企業等における取り組みも重要であることから、減災対策（施策・事業）に実際の取り組む主体を明

2. 地震減災行動計画基本事項

2.1 地震減災行動計画の概要

地震減災行動計画は、「栃木県地域防災計画」に記載されている災害対策のための様々な施策、県の各部局で実施している防災・減災のための施策・事業を棚卸し、体系化した。

その上で、「栃木県地震被害想定調査」の想定手法を応用し、できるだけ施策の進捗と減災効果を数値化し、目標数値の達成を目指していく。

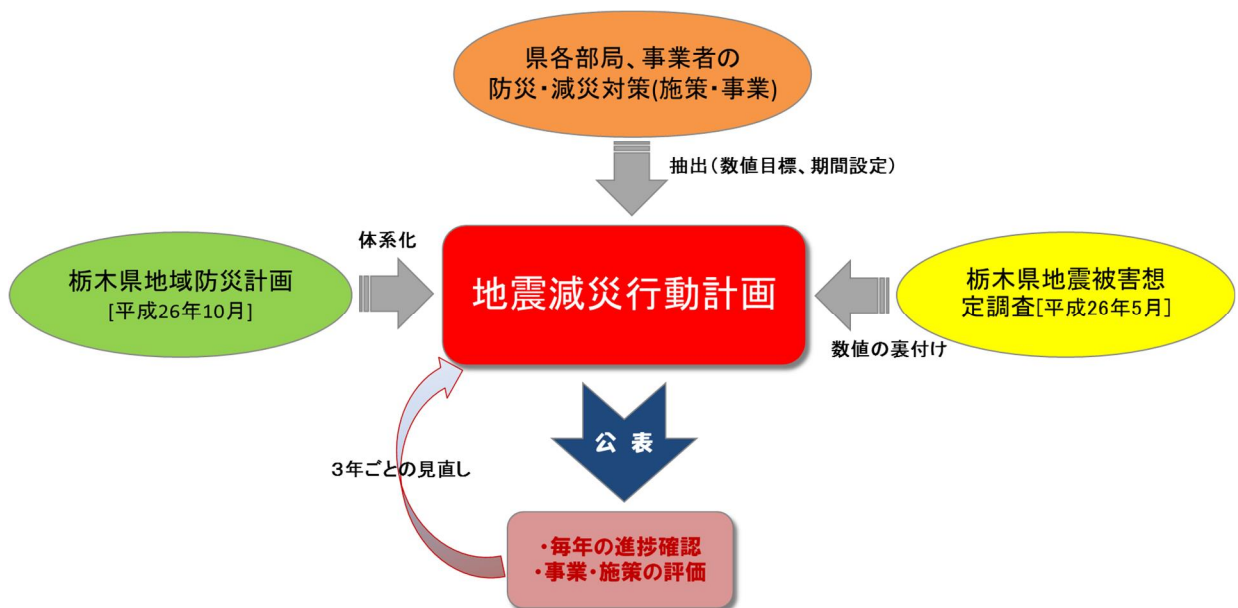


図 2.1 地震減災行動計画の位置づけイメージ

2.2 地震減災行動計画の対象期間

平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 か年を対象期間とする。

2.3 推進体制と進捗管理

計画は、経年的（毎年度）に進捗管理を行い、その進捗状況に応じた見直し、修正が必要になる。したがって、3年を目途として計画全体の見直しを行うこととする。

2.4 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」との関係

首都直下地震対策特別措置法第 21 条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目がこの地震減災行動計画に含まれるため、本計画は「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとする。

なお、対象となる区域は以下のとおりである。

また、「地方緊急対策実施計画」における必要な対策の実施期間及び目標等については、本計画の「2.2 地震減災行動計画の対象期間」及び「3.1 減災目標」に記載のとおりとする。

(首都直下地震緊急対策区域)

足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、野木町

3. 地震減災行動計画の構成

3.1 減災目標

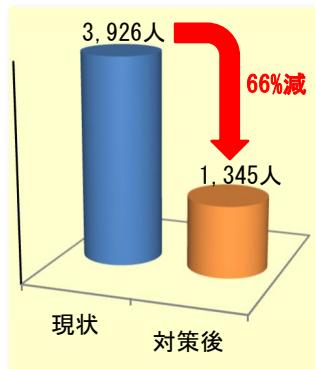
減災目標は、県の各種減災対策（施策・事業）のうち、数値目標を有しかつ減災効果の評価計算が可能な対策に基づき設定した。また、直接に減災効果の評価計算ができない対策についても可能な限り数値目標を設定した。

なお、減災目標の対象とする想定地震被害は、被害量が最大となる「県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）」とした。

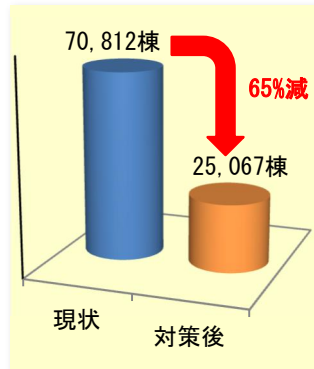
《減災目標》（対象期間：平成27年度～令和6年度）

- 人的被害（死者数）..... 70%減少
- 建物被害（全壊数、焼失棟数）..... 70%減少
- 生活支障に係る避難者数..... 70%減少
- 災害廃棄物発生量..... 70%減少
- 経済被害額（直接被害、間接被害）..... 50%減少

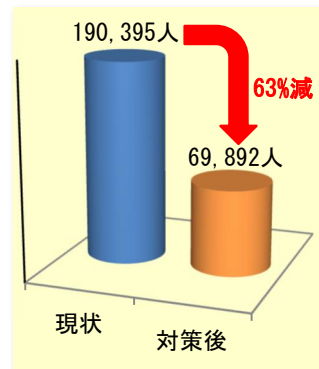
※各種減災対策による減災効果は、人的被害66%減少、建物被害65%減少、生活支障に係る避難者数63%減少、災害廃棄物発生量62%減少、経済被害44%減少であるが、今後10年間の対象期間内において、計画に記載された様々な減災対策を総合的に推進することにより、努力目標として上記の減災目標を設定した。



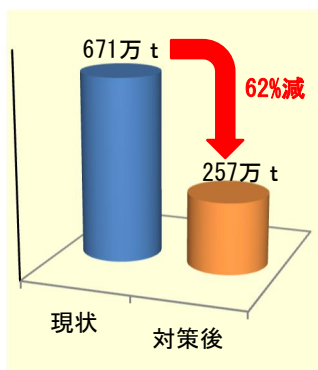
【人的被害(死者数)】



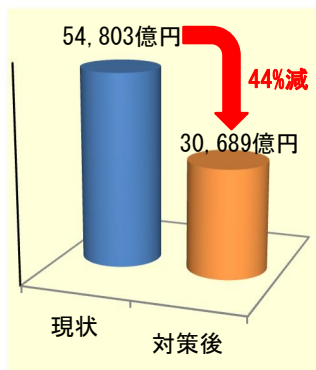
【建物被害(全壊数、焼失棟数)】



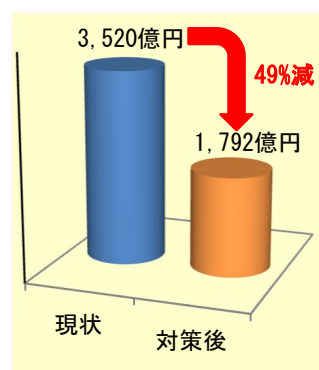
【生活支障(避難者数)】



【災害廃棄物発生量】



【経済被害(直接)】



【経済被害(間接)】

なお、減災効果の算出に当たっては、建物被害を軽減することが人的被害等すべての被害の軽減につながっていくため、減災目標以外の記載順については、「建物被害」、「人的被害」、「生活支障被害」、「災害廃棄物発生量」、「経済被害額」の順に記載する。

【建物被害の減災効果の算出結果】

減災効果	建物被害					
	全壊棟数(棟)					半壊棟数(棟) ※2
	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数※1	合計	
現状	798	61,921	68	8,025	70,812	107,876
対策後	475	22,969	66	1,556	25,067	52,238
減災率	40%	63%	2%	81%	65%	52%

※1：冬・18時 最大風速

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【人的被害の減災効果の算出結果】

減災効果	人的被害※2							
	死者数(人)					負傷者数(人)	重傷者数(負傷者の内数)(人)	要避難者数(人)
	建物倒壊		土砂災害	火災	合計			
	計	うち屋内						
現状	3,829	309	6	92	3,926	32,081	6,746	15,318
対策後	1,332	119	6	7	1,345	13,639	2,437	5,577
減災率	65%	61%	0%	93%	66%	57%	64%	64%

※2：冬・深夜 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【生活支障の算出結果】

減災効果	生活支障(1日後) ※1		物資支障(当日・1日後) ※2			
	避難者(全避難者数)(人)	避難行動要支援者(人)	食料不足量(食)	飲料水不足量(L)	トイレ不足量(回数)	毛布不足量(枚)
現状	190,395	19,894	358,445	363,414	326,381	49,949
対策後	69,892	7,298	0	212,461	76,216	21,598
減災率	63%	63%	100%	42%	77%	57%

※1：冬・18時 最大風速

※2：当日・1日後の避難所避難者(114,237人)を対象とする

※率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【災害廃棄物発生量、経済被害の減災効果の算出結果】

減災効果	災害廃棄物発生量(万t) ※1			経済被害(億円) ※1	
	可燃物	不燃物	合計	直接被害	間接被害
現状	153.5	517.5	671.0	54,803	3,520
対策後	56.7	200.4	257.2	30,689	1,792
減災率	63%	61%	62%	44%	49%

※1：冬・18時 最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

3.2 地震被害を軽減させるための取り組むべき減災対策（施策・事業）

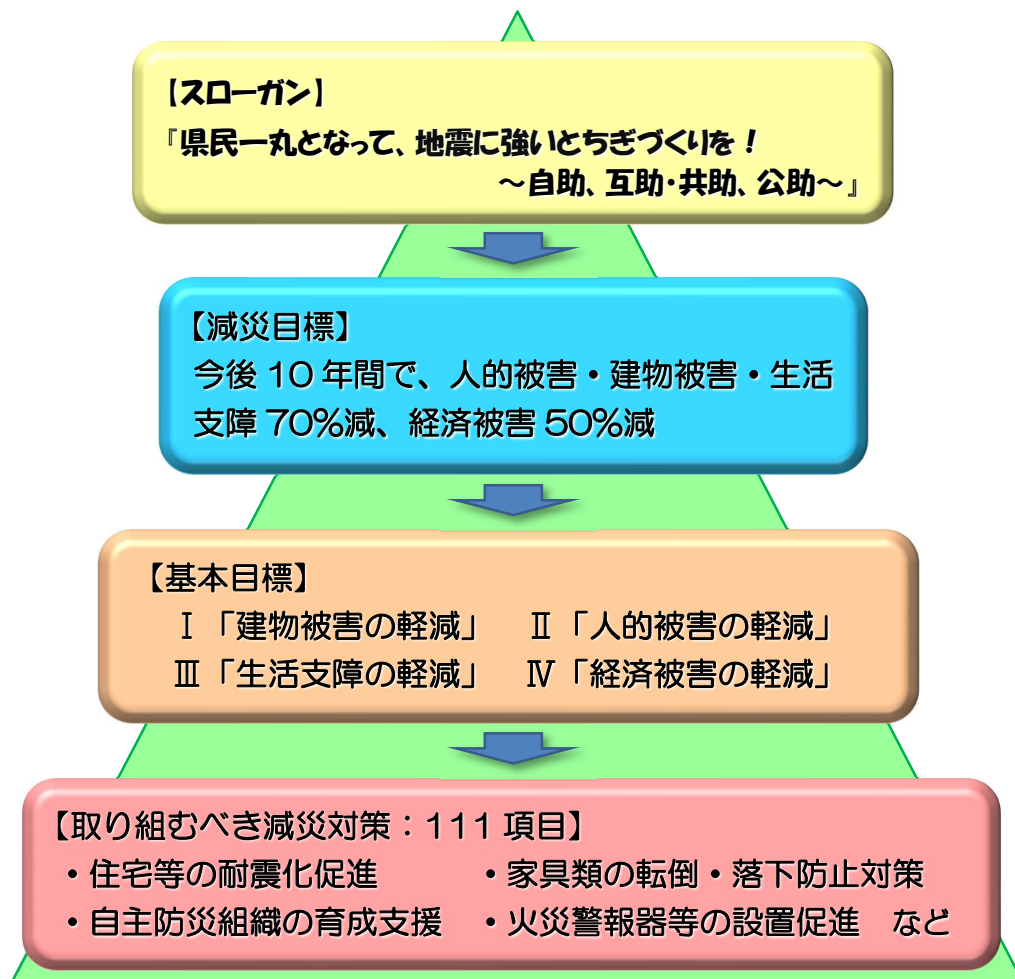
災害による被害を軽減するためには、「災害に強いとちぎづくり条例」の基本理念である、自らの安全を自ら守る『自助』、地域の住民が互いに助け合う『互助』、事業者その他の地域に関わる人々が連携し助け合う『共助』、公的機関が援助を行う『公助』の連携が重要である。

本計画の減災目標を達成するためには、「県民一丸となって、地震に強い地域づくりを！～自助、互助・共助、公助」をスローガンに、県が自ら位置付けた各種減災対策（施策・事業）を着実に推進するとともに、市町や県民、事業者と一体となって取り組んでいく。

(1) 取り組むべき減災対策（施策・事業）の体系

各対策を進めるにあたって、基本目標を「建物被害の軽減」、「人的被害の軽減」、「生活支障の軽減」、「経済被害の軽減」の4つとし、それに対応した111の対策（施策・事業）による体系を構築した。

111の対策（施策・事業）は、地域防災計画と整合を図り、4つの基本目標に沿って「予防対策」、「応急対策」、「復旧・復興対策」（「施策の柱/主」）の時系列で整理し、さらに地域防災計画における各種対策（「施策の柱/副」）と関連づけた。



【地震減災行動計画における取り組むべき減災対策（施策・事業）の体系表】

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策（施策・事業）		減災 効果 評価
	主	副			
I 建物被害の軽減	ア 予防対策	a 防災意識の高揚(第1節)	1	火災警報器等の設置の促進	定量
		b 地域防災力(自主防災組織、 消防団、ボランティア団体等) の充実(第2節)	2	自主防災組織の設立促進・活性化	定量
			3	常備消防の機能強化	定量
		c 震災に強い県土づくり (第6節)	4	市街地整備の促進	定性
		d 地盤災害予防対策(第7節)	5	土砂災害対策の推進	定量
			6	山地災害危険地区の整備	定量
		e 建築物の災害予防対策 (第17節)	7	県有施設(地方合同庁舎)の耐震化対策の推進	定量
			8	災害拠点病院の耐震化の促進	定量
			9	防災上重要な県有建築物の耐震化の推進	定量
			10	特定建築物(多数者利用建築物)の耐震化の推進	定量
			11	民間住宅の耐震化の推進	定量
			12	高等学校校舎の耐震化	定量
			13	小中学校校舎の耐震化	定量
			14	私立学校施設の耐震化促進	定量
			15	高等学校の屋内運動場等の非構造部材の耐震化対策	定量
			16	小中学校の屋内運動場等の非構造部材の耐震化対策	定量
		17	住宅性能表示制度の活用促進	定性	
		18	電力・通信施設等に係る建物耐震対策	定量	

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策 (施策・事業)	減災 効果 評価	
	主	副			
Ⅱ 人的被害の軽減	ア 予防対策	a 防災意識の高揚(第1節) (再掲)	19	家具類の転倒・落下防止対策等の促進	定量
			20	栃木県防災館の利用促進	定量
			21	地域における防災対策の普及啓発及び防災図上訓練の実施	定性
			22	栃木県防災メールの運用	定量
			23	防災意識の啓発(テレビ・ラジオによる防災情報の発信)	定性
			24	防災意識の啓発(県ホームページ等による防災情報の発信)	定性
			25	防災意識の啓発(報道機関への防災情報提供)	定性
			26	男女共同参画の視点からの防災意識の啓発	定性
			27	外国人住民を含めた防災訓練の実施	定性
			28	防災訓練の実施(土砂災害関連)	定性
			29	防災意識の啓発(土砂災害関連)	定性
			30	学校安全担当者を対象とした防災教育の推進	定量
			31	防災教育の推進(各学校における避難訓練の実施)	定性
			32	防災教育の推進(各学校における家庭との連絡体制の構築)	定性
			33	県立社会教育施設における防災活動体制の強化を目的とした防災訓練及び職員研修の実施	定性
			34	県立図書館の資料を用いた防災関連情報提供	定性
			35	青少年教育施設における防災を意識した主催事業の実施	定性
			36	社会体育施設における防災訓練の実施	定性
37	治山対策に係る普及啓発	定量			
—	火災警報器等の設置の促進(再掲)	定量			

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策(施策・事業)		減災 効果 評価
	主	副			
Ⅱ 人的被害の軽減	ア 予防対策	b 地域防災力(自主防災組織、 消防団、ボランティア団体等) の充実(第2節)	38	消防団員の確保	定量
			—	自主防災組織の設立促進・活性化(再掲)	定量
			—	常備消防の機能強化(再掲)	定量
		f 避難行動要支援者対策 (第4節)	39	災害時における多言語支援体制の整備	定性
			40	避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備(避難行動要支援者名簿の作成)	定性
			41	避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備(避難行動要支援者個別避難計画の作成)	定性
		c 震災に強い県土づくり(第6節) (再掲)	—	市街地整備の促進(再掲)	定性
		d 地盤災害予防対策(第7節) (再掲)	42	土砂災害危険箇所点検の実施	定性
			—	土砂災害対策の推進(再掲)	定量
			43	大規模土砂災害対策の推進	定量
			—	山地災害危険地区の整備(再掲)	定量
		g 農林水産業関係予防対策 (第8節)	44	農業用ため池一斉点検の実施	定量
			45	農業用ため池の劣化状況及び地震・豪雨耐性評価の実施	定量
			46	農業用ため池の防災工事の推進	定量
			47	農業水利施設の防災・減災対策推進	定量
		h 避難体制の整備(第11節)	48	避難所の運営・管理体制の強化	定量
		i 保健医療体制の整備 (第14節)	49	市町が実施する保健活動の支援	定性
			50	医療関係団体等との連携強化	定性
			51	災害派遣医療チーム(DMAT)の体制整備	定量
			52	災害医療体制運用マニュアル等の整備	定性
j 防災拠点の整備(第16節)	53	災害拠点病院のヘリポート設置の促進	定量		

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策 (施策・事業)		減災 効果 評価
	主	副			
Ⅱ 人的被害の軽減	ア 予防対策	j 防災拠点の整備(第16節)	54	都市公園の防災機能の充実	定性
		e 建築物の災害予防対策 (第17節)(再掲)	—	民間住宅の耐震化の推進(再掲)	定量
			55	ブロック塀等の安全対策	定量
			—	高等学校の屋内運動場等の非構造部材の耐震化対策(再掲)	定量
			—	小中学校の屋内運動場等の非構造部材の耐震化対策(再掲)	定量
			—	住宅性能表示制度の活用促進(再掲)	定性
	イ 応急対策	k 情報の収集・伝達及び通信確保対策(第2節)	56	治山対策に係る情報収集	定量
	l 危険物施設等の応急対策(第19節)	57	砂防施設の応急復旧体制の整備	定性	
Ⅲ 生活支障の軽減	ア 予防対策	m 物資、資機材等の備蓄体制の整備(第5節)	58	県備蓄品の整備(食料)	定量
			59	県備蓄品の整備(飲料水)	定量
			60	県備蓄品の整備(毛布)	定量
			61	県備蓄品の整備(トイレ)	定量
		d 地盤災害予防対策(第7節)(再掲)	62	被災宅地・震災建築物の応急危険度判定体制の整備	定性
		i 保健医療体制の整備(第14節)(再掲)	63	被災者のこころのケア対策	定性
		n 緊急輸送体制の整備(第15節)	64	災害時の支援物資における物流体制の整備	定量
			65	減災ネットワーク道路の強化	定性
			66	道路橋梁の耐震化の推進	定量
			67	無電柱化の推進	定量
	j 防災拠点の整備(第16節)(再掲)	68	高速道路へのアクセス強化支援	定性	

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策 (施策・事業)	減災 効果 評価		
	主	副				
Ⅲ 生活 支障 の 軽減	ア 予 防 対 策	○ 鉄道・インフラ事業者等の災害 予防対策(第 18 節)	69	高圧ガス等設備における保安の確保	定性	
			70	下水道施設の耐震化の推進	定量	
			71	上水道施設の耐震化の促進	定量	
			72	応急給水体制の整備	定性	
			73	水道用水供給施設(送水管)の耐震化の促進	定量	
			74	工業用水道施設の耐震化の促進	定量	
			75	災害廃棄物等の処理体制の整備	定量	
			76	経年ガス管(本支管)の取替(耐震性の向上)	定量	
			77	ガス供給施設の応急復旧訓練、緊急対応訓練等の 実施	定量	
			78	ガス供給施設の応急対応のための資機材の整備・ 材料備蓄	定量	
			79	マイコンメータの設置	定性	
			80	低圧導管網のブロック化	定量	
			81	被害状況に応じたブロックのガス遠隔供給停止	定性	
			82	SI センサーの地区ガバナ全数設置	定量	
		83	遠隔停止ブロックの被害状況に応じた自動供給 再開	定量		
		84	電話受付機能の集約	定量		
			p 自治体・消防・省庁・自衛隊等 における応援・受援体制の整 備(第 23 節)	85	公共交通機関による移動手段の確保	定量
				86	支援物資の緊急輸送手段の確保	定性
	q 孤立集落の災害予防対策 (第 24 節)	87	避難所周辺道路の強化	定性		
		88	孤立可能性集落対策	定性		

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策(施策・事業)		減災 効果 評価
	主	副			
Ⅲ 生活 支障 の 軽減	イ 応 急 対 策	k 情報の収集・伝達及び通信確保対策(第2節)(再掲)	89	災害発生時の情報発信	定量
		r 災害発生時の避難対策(第5節)	90	帰宅困難者対策	定量
		s 住宅応急対策(第17節)	91	公営住宅の空住戸の活用	定性
		l 危険物施設等の応急対策(第19節)(再掲)	92	道路施設の応急復旧体制の整備	定性
			93	河川施設の応急復旧体制の整備	定量
			94	下水道施設の応急復旧体制の整備	定性
			95	上水道施設の応急復旧体制の整備	定性
			96	災害対応を行う非常事態体制の確立	定性
	t ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入れ(第21節)	97	初動対応基地への非常用発電機設置	定性	
		98	災害ボランティアセンター設置運営体制の強化	定性	
ウ 復 旧・復 興 対 策	u 住民生活の早期再建(第2節)	99	災害ボランティアの活動体制の強化	定性	
		100	震災就労等特別相談窓口の設置	定性	
Ⅳ 経 済 被 害 の 軽 減	ア 予 防 対 策	b 地域防災力(自主防災組織、消防団、ボランティア団体等)の充実(第2節)(再掲)	101	県版BCPの作成及び計画的な見直し	定性
			102	市町の業務継続計画(BCP)の策定	定量
			103	地区防災計画策定促進事業による計画策定支援の実施	定量
			104	栃木県BCP策定支援プロジェクトによる計画策定支援の実施 ①セミナーの開催	定性
			105	栃木県BCP策定支援プロジェクトによる計画策定支援の実施 ②BCPの策定	定性
			106	ライフライン機関の事業継続計画(BCP)の策定	定性
	d 地盤災害予防対策(第7節)(再掲)	—	土砂災害対策の推進(再掲)	定量	

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策 (施策・事業)		減災 効果 評価	
	主	副				
IV 経済被害の軽減	ア 予防対策	n 緊急輸送体制の整備 (第15節)(再掲)	—	道路橋梁の耐震化の推進 (再掲)	定量	
		e 建築物の災害予防対策 (第17節)(再掲)	—	私立学校施設の耐震化促進 (再掲)	定量	
			—	県有施設(地方合同庁舎)の耐震化対策の推進(再掲)	定量	
			—	災害拠点病院の耐震化の促進 (再掲)	定量	
			—	防災上重要な県有建築物の耐震化の推進 (再掲)	定量	
			—	特定建築物(多数者利用建築物)の耐震化の推進(再掲)	定量	
			—	民間住宅の耐震化の推進 (再掲)	定量	
			—	高等学校校舎の耐震化 (再掲)	定量	
			—	小中学校校舎の耐震化 (再掲)	定量	
			—	住宅性能表示制度の活用促進 (再掲)	定性	
			—	電力・通信施設等に係る建物耐震対策(再掲)	定量	
			o 鉄道・インフラ事業者等の災害 予防対策(第18節)(再掲)	—	下水道施設の耐震化の推進 (再掲)	定量
		—		上水道施設の耐震化の促進 (再掲)	定量	
		—		応急給水体制の整備 (再掲)	定性	
		—		水道用水供給施設(送水管)の耐震化の促進(再掲)	定量	
		—		工業用水道施設の耐震化の促進 (再掲)	定量	
		—		災害廃棄物等の処理体制の整備(再掲)	定性	
		イ 応急対策	l 危険物施設等の応急対策 (第19節)(再掲)	—	道路施設の応急復旧体制の整備 (再掲)	定性
				—	河川施設の応急復旧体制の整備 (再掲)	定性
	107			工業用水道施設の応急復旧体制の整備	定性	

基本 目標	施策の柱 (地域防災計画との連携)		取り組むべき減災対策 (施策・事業)		減災 効果 評価
	主	副			
IV 経済被害の軽減	ウ 復旧・復興対策	v 復旧・復興の基本的方向の決定(第1節)	108	地籍調査の実施 大規模災害時の迅速な復旧対応、現地復元性のある地図の整備	定性
		u 住民生活の早期再建 (第2節)(再掲)	109	中小企業向け制度融資の実施	定性
			110	農業保険 (農業共済、収入保険)	定性
			111	被災した農漁業者の生産維持及び経営安定への支援	定性

(2) 取り組むべき減災対策（施策・事業）の現況と目標

(1)で整理した111の取り組むべき減災対策（施策・事業）のうち、その目標達成に係る目標数値を明示しているものは以下のとおりである。

【取り組むべき減災対策（施策・事業）の現況と目標】

NO.	取り組むべき減災対策（施策・事業）	目標指標	現況	目標	県 （主担当課）	取組主体
1	火災警報器等の設置の促進	県民世帯の火災警報器の設置率	79.0% (令和2年度)	82.0% (令和6年度)	消防防災課	県民
2	自主防災組織の設立促進・活性化	自主防災組織の世帯カバー率	83.7% (令和2年度)	95.0% (令和6年度)	消防防災課	県民、各市町
		自主防災組織の平均訓練回数	0.28回/年 (令和2年度)	0.85回/年 (令和6年度)		
3	常備消防の機能強化	消防ポンプ車の整備数	127台 (令和2年度)	141台 (令和6年度)	消防防災課	各市町
6	山地災害危険地区の整備	山地災害危険地区の整備率	46.5% (令和2年度)	49.0% (令和6年度)	森林整備課	
7	県有施設（地方合同庁舎）の耐震化対策の推進	県有施設の耐震化率	80.0% (令和2年度)	100% (毎年継続)	管財課	
12	高等学校校舎の耐震化	高等学校校舎の耐震化率	100% (令和2年度)	100% (毎年継続)	教育委員会事務局 施設課	
13	小中学校校舎の耐震化	小中学校校舎の耐震化率	100% (令和2年度)	100% (毎年継続)	教育委員会事務局 施設課	
17	住宅性能表示制度の活用促進	住宅性能表示制度の活用率	25.7% (令和2年度)	50% (令和6年度)	住宅課	県民
18	電力・通信施設等に関する建物耐震対策	事業者の所有建物の耐震化率	100% (令和2年度)	100% (毎年継続)	電気課	電力・通信事業者
19	家具類の転倒・落下防止対策等の促進	家具類の固定率	23.9% (令和2年度)	50% (令和6年度)	危機管理課	県民
20	栃木県防災館の利用促進	防災館の利用者数	5,737人 (令和2年度)	25,000人 (令和6年度)	消防防災課	
21	地域における防災対策の普及啓発及び防災図上訓練の実施	防災に係る出前講座等の実施回数	8回/年 (令和2年度)	1回程度/月 (毎月継続)	危機管理課	県民
		防災図上訓練の実施市町数	7市町 (令和2年度)	25市町 (令和6年度)		各市町
22	栃木県防災メールの運用	防災メールの登録者数	19,250人 (令和2年度)	20,000人 (令和6年度)	危機管理課	県民
30	学校安全担当者を対象とした防災教育の推進	防災教育に係る研修会参加者数	4,509人 (令和2年度)	5,829人 (令和6年度)	教育委員会事務局 学校安全課	
31	防災教育の推進（各学校における避難訓練の実施）	避難訓練実施率	100% (令和2年度)	100% (毎年継続)	教育委員会事務局 学校安全課	
32	防災教育の推進（各学校における家庭との連絡体制の構築）	各学校における家庭との連絡体制の構築率	100% (令和2年度)	100% (毎年継続)	教育委員会事務局 学校安全課	

NO.	取り組むべき減災対策（施策・事業）	目標指標	現況	目標	県 (主担当課)	取組主体
33	県立社会教育施設における防災活動体制の強化を目的とした防災訓練及び職員研修の実施	防災訓練・職員研修の実施回数	1～2回/年 (令和2年度)	2回程度/年 (毎年継続)	(生涯学習課) ・県立図書館 ・芳賀青年の家 ・太平少年自然の家	指定管理者(とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家)
34	県立図書館の資料を用いた防災関連情報提供	防災関連情報の提供回数	2回/年 (令和2年度)	2回程度/年 (毎年継続)	(生涯学習課) 県立図書館	
35	青少年教育施設における防災を意識した主催事業の実施	防災を意識した活動プログラムを取り入れた主催事業の実施数	1回/年 (令和2年度)	2回程度/年 (毎年継続)	(生涯学習課) ・芳賀青年の家 ・太平少年自然の家	指定管理者(とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家)
38	消防団員の確保	消防団の定員充足率	89.3% (令和2年度)	100% (令和6年度)	消防防災課	各市町
44	農業用ため池一斉点検の実施	農業用ため池の点検実施箇所数	527箇所 (令和2年度)	527箇所 (令和6年度)	農地整備課	
45	農業用ため池の劣化状況及び地震・豪雨耐性評価の実施	防災重点農業用ため池の劣化状況及び地震・豪雨耐性評価実施箇所数	3箇所 (令和2年度)	214箇所 (令和6年度)	農地整備課	各市町
47	農業水利施設の防災・減災対策推進	農業水利施設の整備・更新等の実施箇所数	48箇所 (令和2年度)	54箇所 (令和6年度)	農地整備課	
48	避難所の運営・管理体制の強化	避難所運営マニュアルの作成市町数	17市町 (令和2年度)	25市町 (令和6年度)	危機管理課	各市町
51	災害派遣医療チーム(DMAT)の体制整備	DMAT 指定病院数 ※LDMAT 指定病院を含む	16病院 (令和2年度)	18病院 (令和6年度)	医療政策課	災害拠点病院等
58	県備蓄品の整備(食料)	食料備蓄数	88,232食 (令和2年度)	115,000食 (令和6年度)	危機管理課	
59	県備蓄品の整備(飲料水)	飲料水備蓄数	38,280L (令和2年度)	86,000L (令和6年度)	危機管理課	
60	県備蓄品の整備(毛布)	生活必需品(毛布)備蓄数	19,580枚 (令和2年度)	34,000枚 (令和6年度)	危機管理課	
61	県備蓄品の整備(トイレ)	簡易トイレ等備蓄数	170,100回分 (令和2年度)	170,100回分 (令和6年度)	危機管理課	
62	被災宅地・震災建築物の応急危険度判定体制の整備	被災宅地・震災建築物 応急危険度判定士登録 者数の必要人員の確保 数	696人(宅地) 1,330人(建築物) (令和2年度)	170人(宅地) 1,700人(建築物) (令和6年度)	建築課	
64	災害時の支援物資における物流体制の整備	支援物資の広域物流マ ニュアルの作成市町数	9市町 (令和2年度)	25市町 (令和6年度)	危機管理課	各市町
66	道路橋梁の耐震化の推進	耐震化対策箇所数	243橋 (令和2年度)	244橋 (令和6年度)	道路保全課	
68	高速道路へのアクセス強化支援	高速道路のIC設置数 (スマートIC含む)	18箇所 (令和2年度)	20箇所 (令和6年度)	交通政策課	
76	経年ガス管(本支管)の取替(耐震性の向上)	経年ガス管の取替に対 する耐震化率	99.5% (令和2年度)	100% (令和6年度)		ガス事業者
77	ガス供給施設の応急復旧訓練、緊急対応訓練等の実施	応急復旧訓練等の実施 回数	1～2回/年 (令和2年度)	1回/年 (毎年継続)		ガス事業者

NO.	取り組むべき減災対策(施策・事業)	目標指標	現況	目標	県 (主担当課)	取組主体
102	市町の業務継続計画(BCP)の策定	BCP を策定している市町の累計数	25 市町 (令和2年度)	25 市町 (令和6年度)	危機管理課	各市町
104	栃木県 BCP 策定支援プロジェクトによる計画策定支援の実施 ①セミナーの開催	栃木県 BCP 策定支援プロジェクトにおける普及・啓発のためのセミナー開催数	14 回/年 (令和2年度)	10 回/年 (令和6年度)	経営支援課	
105	栃木県 BCP 策定支援プロジェクトによる計画策定支援の実施 ②BCPの策定	栃木県 BCP 策定支援プロジェクトにおいて計画を策定した事業者の累計数	398 社 (令和2年度)	550 社 (令和6年度)	経営支援課	事業者
108	地籍調査の実施 大規模災害時の迅速な復旧対応、現地復元性のある地図の整備	県内地籍調査の実施率	24.3% (令和2年度)	25.7% (令和6年度)	農村振興課 森林整備課	各市町 栃木県森林組合連合会

栃木県地震減災行動計画

令和5（2023）年4月

発行 栃木県

連絡先 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
（危機管理防災局危機管理課）

TEL 028(623)2695

FAX 028(623)2146